

令和6年度道計委第11号 サイクルツアーを活用したトライアルパーク蒲原魅力発信業務 仕様書

1 業務名

令和6年度道計委第11号 サイクルツアーを活用したトライアルパーク蒲原魅力発信業務

2 業務箇所

静岡市清水区蒲原地内（トライアルパーク蒲原 清水区蒲原 5245 番 97）

3 業務目的

令和3年5月、太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定された。ナショナルサイクルルート制度は、「優れた観光資源を有機的に連携したサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図る（自転車活用推進本部）」ものである。太平洋岸自転車道の本市区間は、富士山と駿河湾の眺望を同時に楽しむことができるとともに、旧東海道の歴史的な街並みや、三保松原、久能山東照宮など日本有数の観光スポットを訪れることができ、サイクルツーリズム推進による新たな観光価値の創造において、十分なポテンシャルを有している。そこで本市東側のゲートウェイに位置する蒲原地区に有する市有地を活用し、サイクリストの休憩機能を完備した「トライアルパーク蒲原」を令和4年7月にオープンし、ウェブサイトの構築等を行い情報発信しているところである。

本業務は、市内周遊等のサイクルツーリズムではなく、トライアルパーク蒲原を発着地としたサイクリスト向けのサイクルツアーを実施し、その様子やトライアルパーク蒲原の魅力を情報発信することで、サイクル拠点としての更なる認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5 業務内容

本業務の実施事項及び内容は、以下に示すとおりとする。

(1) サイクルツアーの実施と情報発信

トライアルパーク蒲原のサイクル拠点としての認知度向上のため、以下の条件でサイクルツアーを実施する。

- ・業務期間中にトライアルパーク蒲原を発着地としたサイクルツアーを2回以上実施し、サイクルツアー体験を通じた情報をサイクリスト向けに発信すること。
- ・コース設定は行政区域を問わず、既存に公開されているコースでも構わないが、サイクリストを対象としたロングコース設定とし、夕方までにトライアルパーク蒲原に戻ることが可能なコース設定と体制を整えること。
- ・参加費について原則無料とするが、提案内容実施にあたり必要な場合は参加費徴収を可能とする。

- ・トライアルパーク蒲原の認知度向上と日常的な利用促進のため、本市を含めた近隣市町からの集客をメインターゲットとした告知を行うこと。
- ・サイクルツアーの開催時間は日中とし、別途定める。
- ・サイクルツアーの実施にあたって、人数制限を設ける等の一般交通への安全対策を講じること。
- ・トライアルパーク蒲原内でのイベントの企画及び実施は問わない。
- ・発着地はトライアルパーク蒲原（別紙位置図のとおり）とする。
- ・開催日については、トライアルパーク蒲原の運営事業者である（株）スルガスマイルと調整し、互いのイベント実施に競合しないように努めること。
- ・サイクルツーリズム及びスポーツサイクルに関わる情報発信力を持った企業や個人と連携すること。

サイクルツアーの開催にあたり、以下の業務を実施する。

- ① 企画及び準備（ツアーコンテンツの作成含む）
- ② サイクルツアー情報の告知
- ③ サイクルツアーの記録及び情報発信
- ④ サイクルツアーの運営

詳細については、発注者と受注者との協議し決定するものとする。なお、サイクルツアー実施に必要な人件費、設営費、資機材のレンタル料、保険、消耗品の購入費等については、すべて本業務に含むものとし、それらの手配は受注者が行うものとする。

- ⑤ 駐車場の整理

（2）報告書作成

業務の過程及び結果を簡潔に取りまとめる。

（3）打合せ協議

必要な打合せ協議や現地踏査は適宜実施する。なお、打合せ協議はオンラインによる実施も可とする。

6 成果品

本業務では、電子納品のほか以下を綴った報告書を提出する。

- （1）報告書（A4判）1部
- （2）報告書概要版（A3判）1部
- （3）その他業務により生じた資料一式を含む

7 納品

履行期間内に成果品を納品する。成果品に、受注者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合は、納品後であっても受注者が速やかに訂正しなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

8 その他

発注者は、受注者が本業務の実施にあたって必要な事項を、受注者のメディアで発信することについての権利を許諾する。ただし、内容については事前に発注者の承諾を得るものとする。

また、業務内で作成したプロモーションのためのコンテンツは発注者に帰属するものとする。